

Pick Up! 行政情報

国民健康保険被保険者証が
12月1日から切り替わります

問い合わせ 保険課係 ☎38-2035

新しい被保険者証は、11月上旬から簡易書留郵便で順次お届けしています。

- 12月1日から平成29年11月30日までに75歳の誕生日を迎えるかたは、有効期限が誕生日の前日までとなります。75歳の誕生日からは、市からお送りする後期高齢者医療被保険者証をお使いください。
- 退職者医療制度の適用は、退職被保険者(被保険者証に「退本人」または「退扶養」の表示のあるかた)が65歳となる月の月末までです。(ただし、「退本人」表示のかたの適用が終了する場合、「退扶養」表示のかたは65歳未満でも本人と同じ日付で終了となります。)
現在の被保険者証が「退本人」「退扶養」表示で、平成29年11月30日までに適用が終了するかたの被保険者証は、「一般」表示でお送りしています。

■重複加入や加入もれはありませんか

国民健康保険に加入のかたが、他の健康保険へ加入されたときなどは、国民健康保険から脱退する届け出が必要です。届け出がない場合は、保険料の重複が生じることや、国民健康保険被保険者証を提示して医療機関で受診された際の医療費の返還を求められることがありますのでご注意ください。



市内に在住し、現在他の健康保険に加入していないかたは、国民健康保険への加入が義務づけられています。速やかに加入の届け出をしてください。

◆短期被保険者証等の交付

国民健康保険料の負担の公平を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資するため、保険料に未納のあるかたには、被保険者証に替えて、短期被保険者証(4カ月の有効期限)や被保険者資格証明書(医療費全額自己負担後、一定割合を償還払い)を交付することがあります。対象のかたには個別にご案内しますので、ご確認ください。

■問い合わせ 保険課徴収係 ☎38-2226

還付金等詐欺や
オレオレ詐欺にご注意！！

問い合わせ 芦屋警察 ☎23-0110/建設総務課 ☎38-2063

芦屋市内で還付金等詐欺やオレオレ詐欺が多発しています。少しでもおかしいと思ったら、すぐに最寄の警察(110番)にご相談ください。

◆還付金詐欺

電話で市役所の職員などを名乗り「医療費や保険料の還付金があります」などと説明し、ATMに誘導して現金をだまし取る詐欺です。



【防犯のポイント】

- ATMを操作して、還付金が振り込まれることはありません。
- 電話でATMの操作を指示されたらそれは詐欺です。

◆オレオレ詐欺

電話で警察官などを名乗り「あなたの口座が犯人に利用されています。」などと説明し、通帳やキャッシュカードをだまし取る詐欺です。

【防犯のポイント】

- 警察官や銀行協会の者が自宅に行って通帳やキャッシュカードを預かることはありません。
- 電話で「暗証番号を教えてください」「現金・カード・通帳を預かる」などと言われたら詐欺です。

個人市県民税(住民税)の税制改正

問い合わせ 課税課市民税係 ☎38-2016

平成29年度から適用される個人市県民税の主な制度改正についてお知らせします。

【給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)】

給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられます。

	現行	平成29年度課税	平成30年度課税
上限が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除額の上限額	245万円	230万円	220万円

【日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付義務化】

日本国内に住所を有しない親族について、個人市県民税(住民税)の扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除の適用、非課税限度額制度の適用を受ける場合は、2点の書類(外国語で記載されている場合はその翻訳文を含む)の提出または提示が必要となります。

- ①親族関係書類…戸籍の附票の写しや、外国政府または国外の地方公共団体が発行した出生証明書・婚姻証明書など
- ②送金関係書類…外国送金依頼書の控えまたはクレジットカードの利用明細書など

【金融所得課税の一体化】

●公社債等については、利子・譲渡・償還によって課税の仕組みが異なりましたが、税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる税率等の課税方式の均衡化を進める観点から、株式等の課税方式と同一化されました。

●特定公社債等(※1)の利子および譲渡損益ならびに上場株式等の金融商品間の損益通算範囲を拡大し、3年間の繰越控除が可能になりました(※2)。

※1 特定公社債等とは、国債、地方債、外国国債、公募・上場された公社債などを指します。

※2「上場株式等」と「一般株式等(未上場株式等)」間での損益通算はできなくなります。

詳しくは市ホームページまたは、上記へお問い合わせください。

特定健康診査・後期高齢者医療健康診査
の受診期間がまもなく終了します

問い合わせ 保健センター健康診査担当 ☎31-1666

今年度の特定健康診査・後期高齢者医療健康診査の受診期間は12月10日までです。まだ受診されていないかたは、保健センターまたは市内実施医療機関で受診してください。

■対象

【特定健康診査】平成28年4月1日現在で芦屋市国民健康保険に加入しており、平成28年度中に40歳になるかたから75歳になるかた

【後期高齢者医療健康診査】平成28年4月1日現在で兵庫県後期高齢者医療制度に加入しているかたと芦屋市国民健康保険以外の保険に加入されている74歳のかた

■費用 無料

ただし、同時実施のがん検診は以下のようになります。

市民税非課税世帯に属するかたは、がん検診費用(前立腺がん検診を除く)が無料となりますので、印鑑を持参のうえ、検診受診前日までに保健センターで手続きをしてください。

肺がん検診	無料(かく痰検査は900円/70歳以上無料)
大腸がん検診	800円(70歳以上無料)
前立腺がん検診(50歳以上男性)	1,000円

■実施場所

【特定健康診査】保健センター(集団健診)・市内実施医療機関(個別健診)

集団健診は定員になり次第締め切ります。

※平成28年4月2日以降に芦屋市国民健康保険に加入されたかたを対象にした特定健康診査を、来年1月に予定しています。該当するかたには、12月ごろに個別にご案内します。

【後期高齢者医療健康診査】市内実施医療機関(個別健診)

受診には受診券が必要です。詳しくは、5月に送付した「特定健康診査のご案内」または「後期高齢者医療健康診査のご案内」をご覧ください。